

令和7年 10 月実施 一般競争入札(市有地売却) 案内書

公 告 日 令和7年9月1日(月)

入 札 日 令和7年10月14日(火)

申込受付期間 令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、この案内書をよくお読みいただくとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行った上で、ご参加ください。

青森市 都市整備部 住宅政策課 公営住宅チーム

青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-5572

目次

	頁
◎ 令和7年10月実施一般競争入札（市有地売却）物件一覧	1
◎ 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	5
3 入札	5
4 開札	7
5 契約の締結	7
6 売買代金の支払い	8
7 所有権の移転、物件の引渡し等	8
8 用途の制限	8
9 その他	8
◎ 土地売買仮契約書（案）	10
◎ 一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書	15
◎ 誓約書	18
◎ 委任状	20
◎ 入札書	22
◎ 物件概要書	25

令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）物件一覧

所在地	地目	地積 (m ²)	建物の 有無	最低売却価格 (円)	現地 見学	物件概 要掲載 ページ
青森市小柳三丁目124番3	宅地	12,800.40	無	164,726,000	無	25

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

- | | | | |
|----|---------------------|--|----|
| 1 | 申込受付期間 | 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで | P4 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・青森市 都市整備部 住宅政策課 公営住宅チーム宛てに、申込書類を郵送（一般書留または簡易書留）又は持参により提出してください。 ・郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りです。 | |
| 2 | 入札保証金の納付 | 令和7年10月10日（金） | P5 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・申込受付後に所定の振込用紙で入札保証金の振込み。 | |
| 3 | 入札 | 令和7年10月14日（火） | P5 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・青森市役所柳川庁舎 2階 会議室にて実施。 | |
| 4 | 落札者の決定 | 入札終了後、直ちに開札し、落札者を決定 | P7 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還します。 | |
| 5 | 仮契約の締結 | 令和7年10月20日（月）まで | P7 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・落札者と仮契約を締結。 | |
| 6 | 青森市議会議決 | 仮契約直近の議会 | P7 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・この契約に係る議案を、青森市議会に提出。 | |
| 7 | 本契約の締結通知 | 議会の議決後 | P7 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・この契約に係る議案が原案可決となった場合。 | |
| 8 | 契約保証金入金
及び本契約の締結 | 契約保証金の入金があった日 | P7 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・この契約の保証を市が受領した時が本契約締結日となる。 | |
| 9 | 売買代金の支払期限 | 売買本契約締結後30日以内 | P8 |
| 10 | 物件の登記 | 売買代金の納入確認後、市において所有権移転登記申請 | P8 |
| 11 | 物件の引渡し | 売買代金の納入確認後、現地にて引渡し | P8 |

1 入札参加申込方法等

(1) 申込書類の配布期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

配布時間は午前8時30分から午後5時までです。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は配布していません。

(2) 申込書類の配布場所

青森市 都市整備部 住宅政策課 公営住宅チーム

（青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前3階）

インターネットからもダウンロードできます。

https://www.city.aomori.aomori.jp/kurashi_kankyo/sumai/1002195/1009514.html

(3) 申込資格

個人、法人を問わず申込みできます。

ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けている者で復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 本書表紙に記載する公告日から過去3年間、青森市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ・ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ・ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ・ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 申込方法

① 申込受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで
受付時間は午前8時30分から午後5時までです。
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。
上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限ります。
郵送の場合は、**一般書留又は簡易書留**により送付してください（受付期間内必着）。

② 申込先（問合せ先）

〒030-0801
青森市新町一丁目3番7号（青森市役所駅前庁舎3階）
青森市 都市整備部 住宅政策課 公営住宅チーム
TEL 017-734-5572

③ 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（15 ページ）
イ 誓約書（18 ページ）
ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
エ 【個人の場合】身分証明書
オ 【法人の場合】商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
※ ウ～オの書類は申込日から3か月以内に発行されたものとします。

④ 申込みに当たっての留意事項

ア 持参による申込受付については、書類確認及び入札保証金振込用紙（納入通知書兼領収証書）の発行にお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

イ 申込みの取下げは、受付期間内に限って行うことができます。

ウ 申込みがないと、入札に参加できません。

エ 提出した書類の不備が申込受付期間中に整わない場合は、申込みがないものとして取り扱いますのでご注意ください。

オ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記入された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください（共有者全員の提出書類を添えてください）。

カ 市が発注する建設工事、物品の買入れ又は修繕、製造の請負、委託、賃貸借等の競争入札へ参加するための「競争入札参加資格審査申請」に係る「年間委任状」については、この入札においては適用されませんので、代理人が入札する場合は必ず委任状（20 ページ）を提出してください。

(5) 市は、入札参加申込者が暴力団等であるか否かについて青森警察署長に意見を聴くことがあります。

2 入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、一般競争入札参加申込書に記入した額の入札保証金を申込受付後に市が発行する所定の振込用紙（納入通知書兼領収証書）により令和7年10月10日（金）までに金融機関等にて納付してください。市外から入札に参加される方については、別途入札保証金の納付方法を案内しますので申し出てください。

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕（入札しようとする金額）

200,000,000円 × 5 / 100 = 10,000,000円以上

*このように200,000,000円の入札をしようとする場合、

10,000,000円以上を納付してください。

注：入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が入札書に記入できる額の上限となりますので、一般競争入札参加申込書に記入する金額には十分ご注意ください。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振込手続の関係上、3週間程度かかりますので、ご了承ください。

(4) 返還する入札保証金には、利息は付しません。

(5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

3 入札

(1) 日時及び場所

① 日 時 令和7年10月14日（火） 入札受付時間 9時50分～10時

入札開始時間 10時～

※ 入札終了後、直ちに開札を行います。

② 入札会場 青森市役所柳川庁舎 2階 会議室①



(2) 入札当日に必要なもの

① 入札保証金の領収証書（原本及び写し（1部））

原本については、受付で確認後お返しします。

② 入札書（22 ページ）

③ 委任状（代理人が入札をする場合のみ必要、20 ページ）

入札者（買受人）と代理人の記名押印が必要です。

【委任状が必要となる場合の例】

ア 法人が入札者（買受人）として参加する場合において、当該法人の代表権を持っていない方が入札を行う場合

注：市が発注する建設工事、物品の買入れ又は修繕、製造の請負、委託、賃貸借等の競争入札へ参加するための「競争入札参加資格審査申請」に係る「年間委任状」については、この入札においては適用されませんのでご注意ください。

イ 個人が入札者（買受人）となる場合において、本人とは別の方が入札を行う場合（買受人は夫であるが入札は妻が行う場合など）

ウ 共有による取得のため入札者（買受人）が複数になる場合（夫婦での共有を目的として、買受人は夫婦両名となるが、入札は夫（又は妻）が単独で行う場合など）

(3) 基本事項

- ① 入札書の作成には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使わず、ボールペンを使用するなど記載内容が容易に消えない筆記具を使用してください。
- ② 物件は、1 ページに掲げる物件とします。
- ③ 入札書の日付は、令和7年10月14日と記入してください。
- ④ 入札は、あらかじめ公表している最低売却価格以上で最高金額の入札をした方を落札者とします。
- ⑤ 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入の上、実印を必ず押印してください。
- ⑥ 委任状を提出された方は、委任状によって委任を受けた方の氏名の記入、委任状に押印した使用印鑑での押印が必要です。
- ⑦ 入札書は日本語で記載し、金額については算用数字（0、1、2、3・・・）を使用し、入札金額の前には必ず「¥」マークを付してください。
- ⑧ 同額の入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- ⑨ 落札後の契約金額は入札書に記入した金額となります。
- ⑩ 一度提出された入札書の差替え、撤回及び入札金額の訂正はできません。

(4) 無効となる入札

- ① 入札の参加資格のない者がした入札
- ② 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ③ 公平な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

- ④ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- ⑤ 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者がした入札
- ⑥ その他入札条件に違反した入札

4 開札

- (1) 入札の終了後、入札者（又は代理人）の立会いの下、直ちに開札を行います。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行います。
- (2) 落札者は、市の最低売却価格以上の最高価格をもって有効な入札をした者とし、ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、「くじ」によって落札者を決定します。なお、「くじ」を辞退することはできません。
- (3) 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。

5 契約の締結

- (1) この契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ契約であるため、**落札者と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結します。**
- (2) 落札者は、令和7年10月20日（月）までに、市と土地売買仮契約を締結していただきます。
- (3) 落札者が期限までに仮契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (4) 落札者は、売買本契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額（入札保証金を契約保証金に充当する場合には、入札保証金額を控除した金額）を市が発行する**振込用紙（納入通知書兼領収証書）**により売買本契約締結までに納付しなければなりません。
なお、この契約保証金には、利息は付しません。
- (5) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税など、この契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

参考：契約書に貼付する収入印紙の額

契約金額	収入印紙の額
1億円を超え5億円以下のもの	60,000円

- (5) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で購入する場合は「共有者全員」の連名で締結してください。
- (6) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

6 売買代金の支払

- (1) 本契約締結後、売買代金の残金（契約保証金を売買代金に充当する場合には、契約保証金額を控除した金額）支払用の振込用紙（納入通知書兼領収証書）を発行しますので、市が指定する期日までに一括でお支払ください。
- (2) 上記（1）の支払の後、領収証書（原本）を市に提示してください。
- (3) 売買代金への契約保証金の充当を希望する場合、上記（1）の支払と同時に契約保証金を売買代金に充当します。

7 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 物件の所有権は、売買代金を完納した時、買受者に移転します。
- (2) 物件の所有権が移転した日から15日以内に、現地立ち合いの上、引渡し時の現状で物件を引き渡します。
- (3) 売買代金完納後、市において所有権移転登記の手続を行います（通常1～2週間程度）。
- (4) 所有権移転後に買受者を義務者として課される公租公課等（不動産取得税、固定資産税等）は、買受者の負担となります。

8 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用」に供してはならないこと
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用」に供してはならないこと
- (3) (1) 及び (2) の用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは物件を第三者に貸し出してはならないこと

9 その他

- (1) 入札希望者は、本書の記載内容、物件概要書及び土地売買仮契約書（案）の各条項を全て承知した上で入札に参加してください。
- (2) 土地の利用や建物を建築するに当たっては、都市計画法・建築基準法、自治体の条例等により建築等の制限がある場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、入札参加者自身において関係機関にご確認ください。
- (3) 物件概要書と現状が相違している場合は、現状を優先します。落札者は、面積その他物件概要書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を

拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

- (4) 引渡し時の現状有姿での引渡しとなりますので、必ず入札参加者自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- (5) 対象物件の土壤汚染調査、地質調査、埋設物調査等については実施しておりません。
- (6) 最低売却価格の設定に際し、敷地内に存置する自然物（立竹木や雑草、切株等）及び工作物（フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物、ゴミ集積場、街灯、看板等）は、減価要因として考慮しているため、これらの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関、供給処理施設の管理者等に問合せするなど、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、全て落札者において対応してください。（契約後に判明した場合も同様です。）
- (10) 降雪期においても青森市の土地との境界が現地で明らかになるよう、所有権移転登記後、買受者の負担でフェンス等を設置してください。
- (11) 地域住民から、近隣の緑化など環境整備について要望があるため、可能な範囲で配慮してください。

土 地 売 買 仮 契 約 書 (案)

青森市中央一丁目 22 番 5 号

売主 青 森 市

買主

上記当事者間において、土地売買のため、次のとおり仮契約を締結した。

(土地)

第 1 条 売主は、その所有する次に掲げる土地（以下「土地」という。）を現況のまま買主に売り渡し、買主は、これを買受けた。

[土地の表示]

所 在	地 番	地 目	地 積
青森市小柳三丁目	124 番 3	宅地	12,800.40 m ²

(売買代金)

第 2 条 売買代金は、総額金 円とする。

(契約保証金)

第 3 条 買主は、本契約締結時に、契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上の金額を売主に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、買主の請求により第 1 項に定める契約保証金を買主に還付する。ただし、売買代金（遅延損害金を含む。以下同じ。）が完納になる場合は、買主の申出により、契約保証金を売買代金に充当することができる。

5 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を売主に帰属させることができる。

(売買代金の納付期日等)

第 4 条 買主は、売買代金を売主の発行する納入通知書により、本契約締結の日から 30 日以内に売主に納付するものとする。

2 買主は、前項の期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金（既納額を控除した額）につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延損害金として売主に納付するものとする。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

（所有権の移転時期等）

第5条 土地の所有権は、買主が売買代金（遅延損害金を含む。）を完納した時、買主に移転するものとする。

2 売主は、土地の所有権が移転した日から15日以内に、土地を買主に引渡し、買主は、その受領書を売主に提出するものとする。

（所有権の移転登記）

第6条 土地の所有権の移転登記は、前条第2項の規定による引渡しが完了した後、買主の請求により売主が囑託するものとする。この場合において、移転登記に要する登録免許税その他一切の費用は、買主の負担とする。

（物件概要書記載内容の了承）

第7条 買主は、土地について、物件概要書（別紙）の記載内容を十分理解し、了承した。

（契約不適合責任）

第8条 売主は、土地を現況有姿で売買するものとし、買主は、この契約締結後、引き渡された土地に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、第5条に定める引渡しの日から2年間は、売主は協議に応じるものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第9条 買主は、この契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは土地を第三者に貸してはならない。

（遵守事項）

第10条 事業用として土地を使用する場合は、各種法令等を遵守すると共に、近隣地域、住民への

説明を行い、事業遂行に関し何らの疑念を抱かれることの無いようにすること。

- 2 事業に伴う苦情・疑念等には誠意を持って対応し、買主において、その対応や発生した損害について全ての責任を負うこと。

(実地調査等)

第11条 売主は、第9条に定める禁止用途の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

- 2 買主は、正当な理由なくして前項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第9条に定める義務に違反して禁止用途に供したときは、売買代金の30パーセントの金額を違約金として売主に支払わなければならない。

- 2 買主は、正当な理由なくして前条第2項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の10パーセントの金額を違約金として売主に支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 買主（法人の場合にあつては、その役員を含む。以下同じ。）又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 買主が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 買主が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 買主が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) その他買主がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(返還金等)

第14条 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

- 2 売主は、この契約を解除したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 売主は、この契約を解除したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復及び返還)

第15条 買主は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合は、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して売主に返還しなければならない。ただし、売主の承認を得た場合は、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。

3 買主は、第1項に定めるところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、買主に請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 売主は、第14条第1項の規定により売買代金を買主に返還する場合において、第12条に定める違約金又は第15条第2項に定める減損額に相当する金額若しくは前条に定める損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約締結の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に要する費用は、買主の負担とする。

(信義誠実の義務)

第19条 売主と買主の両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議事項)

第21条 この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、売主と買主が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、売主と買主が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 青森市長 西 秀記

買主

一般競争入札参加申込書 兼 入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

青森市長 様

一般競争入札参加申込書

私は、下記の市有財産を買い受けたいので、「令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）案内書」に記載されている内容を了承し、申込みに必要な資格を有していることを誓約した上で一般競争入札への参加を申し込みます。

1 申込人

住所 (又は住所地)	〒	-	TEL ()	-	
フリガナ				生年月日	
氏名 (又は名称及び代表者名)				年 月 日	
連名者 共有の場合	住所 (又は所在地)	〒	-	TEL ()	-
	フリガナ				生年月日
	氏名 (又は名称及び代表者名)				年 月 日
	住所 (又は所在地)	〒	-	TEL ()	-
	フリガナ				生年月日
	氏名 (又は名称及び代表者名)				年 月 日
備考					

注：連名者の欄には、共有による買受け(取得)を希望する場合に記入してください。

2 参加を希望する入札物件

物件の所在地	入札保証金納付額								
	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注：入札保証金納付額の前には必ず「¥」マークを付してください。

入札保証金返還請求書

返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください。

金融機関名	銀行		本・支店名						
預金種別	普通	当座	口座番号						
口座名義人カナ									

注1 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記入してください。

注2 法人の所在地が代表者の住所と異なる場合は、代表者の住所を上記申込書の備考欄に記入してください。

一般競争入札参加申込書 兼 入札保証金返還請求書

【記入例】 個人が入札者(買受人)となる場合

和〇〇年〇〇月〇〇日

忘れずに記入してください。

一般競争入札参加申込書

私は、下記の市有財産を買い受けたいので、「令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）案内書」に記載されている内容を了承し、申込みに必要な資格を有していることを誓約した上で一般競争入札への参加を申し込みます。

1 申込人 住所・氏名等は正確に記入してください。

住所 (又は住所地)	〒 030 - 0801	TEL(017) 734 - 5572	
	青森市新町一丁目3番7号		
フリガナ	アオモリ タロウ		生年月日
氏名 (又は名称及び代表者名)	青森 太郎		昭和〇年〇月〇日
連名者 共有の場合	住所 (又は所在地)	〒 - -	TEL () - -
	フリガナ		
	氏名 (又は名称及び代表者名)		
	住所 (又は所在地)	〒 - -	TEL () - -
	フリガナ		
氏名 (又は名称及び代表者名)			生年月日 年 月 日
備考			

注：連名者の欄には、共有による買受け(取得)を希望する場合に記入してください。

2 参加を希望する入札物件 算用数字を使用し、金額の前には「¥」を付してください。

物件の所在地	入札保証金納付額
青森市●●〇丁目××番□	¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

注：入札保証金納付額の欄には必ず「¥」マークを付してください。

物件の所在地は、正確に記入してください。

入札保証金返還請求書

返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください。

通帳の記載内容を確認し
正確に記入してください。

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義人カナ	アオモリ タロウ		

注1 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記入してください。

注2 法人の所在地が代表者の住所と異なる場合は、代表者の住所を上記申込書の備考欄に記入してください。

一般競争入札参加申込書 兼 入札保証金返還請求書

【記入例】 法人が入札者(買受人)となる場合

和〇〇年〇〇月〇〇日

忘れずに記入してください。

一般競争入札参加申込書

私は、下記の市有財産を買い受けたいので、「令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）案内書」に記載されている内容を了承し、申込みに必要な資格を有していることを誓約した上で一般競争入札への参加を申し込みます。

1 申込人

住所・氏名等は正確に記入してください。

代表者の生年月日を記入してください。

住所 (又は住所地)	〒 030 - 0801 TEL(017) 734 - 5572 青森市新町三丁目3番7号	
フリガナ	カブシキガイシャ アオモリシジュウタク ダイヒョウトリシマリヤク アオモリ タロウ	生年月日
氏名 (又は名称及び代表者名)	株式会社 青森市住宅 代表取締役 青森 太郎	昭和〇年〇月〇日
連名者 共有の場合	住所 (又は所在地)	〒 - TEL () -
	フリガナ	
	氏名 (又は名称及び代表者名)	年 月 日
	住所 (又は所在地)	〒 - TEL () -
	フリガナ	
	氏名 (又は名称及び代表者名)	年 月 日
備考		

注 連名者の欄には、共有による買受け(取得)を希望する場合に記入してください。

2 参加を希望する入札物件

算用数字を使用し、金額の前には「¥」を付してください。

物件の所在地	入札保証金納付額
青森市●●〇丁目××番□	¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

注：入札保証金納付額の前には必ず「¥」マークを付す

物件の所在地は、正確に記入してください。

入札保証金返還請求書

返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください。

通帳の記載内容を確認し
正確に記入してください。

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	普通	当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
口座名義人カナ	カ)アオモリシジュウタク ダイヒョウトリシマリヤク アオモリ タロウ		

注1 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記入してください。

注2 法人の所在地が代表者の住所と異なる場合は、代表者の住所を上記申込書の備考欄に記入してください。

誓約書

(一般競争入札による市有財産の売払い)

令和 年 月 日

青森市長様

申請者

所在地

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

印 (実印)

(※代表者が署名した場合は実印不要)

男・女

代表者生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)」に参加するに当たり、下記の事項について誓約します。

また、本誓約書の記載事項等の正当性を確認するため、市が青森県警察本部又は所轄警察署に照会することについて承諾します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

《誓約事項》

- 1 当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、暴力団又は暴力団関係者といかなる関係も有しません。
- 2 当社は1に掲げる事項の有無を確認するため、市から役員名簿等の書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。

誓約書

(一般競争入札による市有財産の売払い)

忘れずに記入してください。

【記入例】個人・法人共通

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長様

申請者

住所・氏名等は正確に記入してください。

所在地 青森市新町一丁目3番7号

商号又は名称 株式会社 青森市住宅

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく あおもり たろう

代表者職・氏名 代表取締役 青森 太郎

実印

(※代表者が署名した場合は実印不要)

戸籍上の性別を○で囲んでください。

男・女

氏名・名称の後に
押印してください。

代表者生年月日 大正 昭和 平成〇〇年〇〇月〇〇日

「令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）」に参加するに当たり、下記の事項について誓約します。

また、本誓約書の記載事項等の正当性を確認するため、市が青森県警察本部又は所轄警察署に照会することについて承諾します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

《誓約事項》

- 1 当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、暴力団又は暴力団関係者といかなる関係も有しません。
- 2 当社は1に掲げる事項の有無を確認するため、市から役員名簿等の書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。

委任状

(一般競争入札による市有財産の売払い)

令和 年 月 日

青森市長様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、「令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）」に参加するに当たり、下記のとおり代理人を定め、当該入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 参加を希望する入札物件

物件の所在地

注 所在地を本書1ページの「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)物件一覧」のとおり記入してください。

2 代理人

住所 (所在地)	氏名 (法人名及び代表者名)	使用印鑑

注 「使用印鑑」欄には、代理人が入札に使用する印鑑を押印してください。

委任状

(一般競争入札による市有財産の売払い)

忘れずに記入してください。

【記入例】 個人・法人共通

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長様

委任者の住所・氏名等は正確に記入してください。

委任者

所在地 青森市新町一丁目3番7

商号又は名称 株式会社 青森市住宅

代表者職・氏名 代表取締役 青森 太郎



私は、「令和7年10月実施 一般競争入札（市有地売却）」に参加するに当たり、下記のとおり代理人を定め、当該入札に関する一切の権限を委任します。

記

法人の場合は代表者印を押印してください。

1 参加を希望する入札物件

物件の所在地は正確に記入してください。

物件の所在地
青森市●●〇丁目××番□

注 所在地を本書1ページの「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)物件一覧」のとおり記入してください。

2 代理人

代理人の住所・氏名等を正確に記入してください。

住所 (所在地)	氏名 (法人名及び代表者名)	使用印鑑
青森市●●〇丁目××番□号	青森 花子	

注 「使用印鑑」欄には、代理人が入札に使用する印鑑を押印してください。

入札書

(一般競争入札による市有財産の売払い)

令和 年 月 日

青森市長様

入札者

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(委任代理人氏名)

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注：入札金額に、消費税及び地方消費税額は含みません。

2 参加を希望する入札物件

物件の所在地

注 所在地を本書1ページの「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)物件一覧」のとおり記入してください。

「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)案内書」に記載されている内容を了承し、申込みに必要な資格を有していることを誓約した上で、上記のとおり入札します。

入札書

(一般競争入札による市有財産の売払い)

忘れずに記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【記入例】本人が入札する場合

青森市長様

住所・氏名等を正確に記入してください。

入札者

所在地

青森市新町一丁目3番7号

商号又は名称

株式会社 青森市住宅

代表者職・氏名

代表取締役 青森 太郎

(委任代理人氏名)



法人の場合は代表者印を押印してください。

数字は算用数字ではっきりと記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○

注 入札金額に、消費税及び地方消費税額は含みません。

2 参加を希望する入札物件

物件の所在地は正確に記入してください。

物件の所在地

青森市●●○丁目××番□

注：所在地を本書1ページの「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)物件一覧」のとおり記入してください。

「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)案内書」に記載されている内容を了承し、申込みに必要な資格を有していることを誓約した上で、上記のとおり入札します。

入札書

(一般競争入札による市有財産の売払い)

忘れずに記入してください。

【記入例】 代理人が入札する場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青森市長様

住所・氏名等を正確に記入してください。

入札者

所在地 青森市新町一丁目3番7号

商号又は名称 株式会社 青森市住宅

代表者職・氏名 代表取締役 青森 太郎

(委任代理人氏名) 青森 花子

代表者印は
不要です。

印

委任状の「2代理人」の表「使用印鑑」欄に押印した印を押印してください。

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○

注 入札金額に、消費税及び地方消費税額は含みません。

数字は算用数字ではっきりと記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。

2 参加を希望する入札物件

物件の所在地
青森市●●○丁目××番□

注 所在地を本書1ページの「令和6年11月実施 一般競争入札(市有地売却)物件一覧」のとおり記入してください。

物件の所在地は正確に記入してください。

「令和7年10月実施 一般競争入札(市有地売却)案内書」に記載されている内容を了承し、申込みに必要な資格を有していることを誓約した上で、上記のとおり入札します。

物 件 概 要 書

【青森市小柳三丁目 1 2 4 番 3】

青森市都市整備部住宅政策課
青森市駅前庁舎（アウガ内）3階
TEL：017-734-5572

《注意事項》

この物件概要書に記載している内容は、市が独自に調査したものであり、あくまで参考資料として取り扱ってください。

次ページ以降に記載されている物件情報のうち、

- 都市計画法**に定める各種制限については
青森市都市政策課（青森市本庁舎 3階） TEL 017-752-7977
- 建築基準法**に定める各種制限については
青森市建築指導課（青森市本庁舎 3階） TEL 017-752-8245
- 公共上下水道**については
青森市企業局水道部（青森市奥野一丁目 2番 1号）
営業課 TEL 017-734-4281
給排水課 TEL 017-774-1234
- 埋蔵文化財**については
青森市文化遺産課（青森市野沢字沢部 108-3 縄文の学び舎小牧野館 2階）
TEL 017-718-1392

以上の各窓口で確認することができますので、お問い合わせください。

なお、その他の事項（電気・ガスの供給状況等）に関しては、各供給機関にお問い合わせください。

●登記簿記載事項

所在地 青森市小柳三丁目124番3
地目 宅地
地積 12,800.40㎡(約3,873.04坪)

●法令に基づく制限

都市計画区域区分 市街化区域
用途地域 第1種中高層住居専用地域
建ぺい率 60%
容積率 200%
接面道路 南東側：幅約18m舗装市道
西側：幅約10.6m舗装市道

●供給処理施設

上水道 あり
下水道 可能
電気 可能
都市ガス 可能

●残置物（青森市が把握しているもの） ※案内図等参照

- ・コンクリート擁壁（土地の北側及び南側）
- ・給水装置及びメーターボックス 3か所
- ・消火栓 1か所
- ・電話ボックス 1か所
- ・コンクリート杭（地中） 15本
- ・電柱 本柱8本・支柱2本

●特記事項

境界標 埋設済（令和5年10月及び令和6年8月土地測量実施）

その他

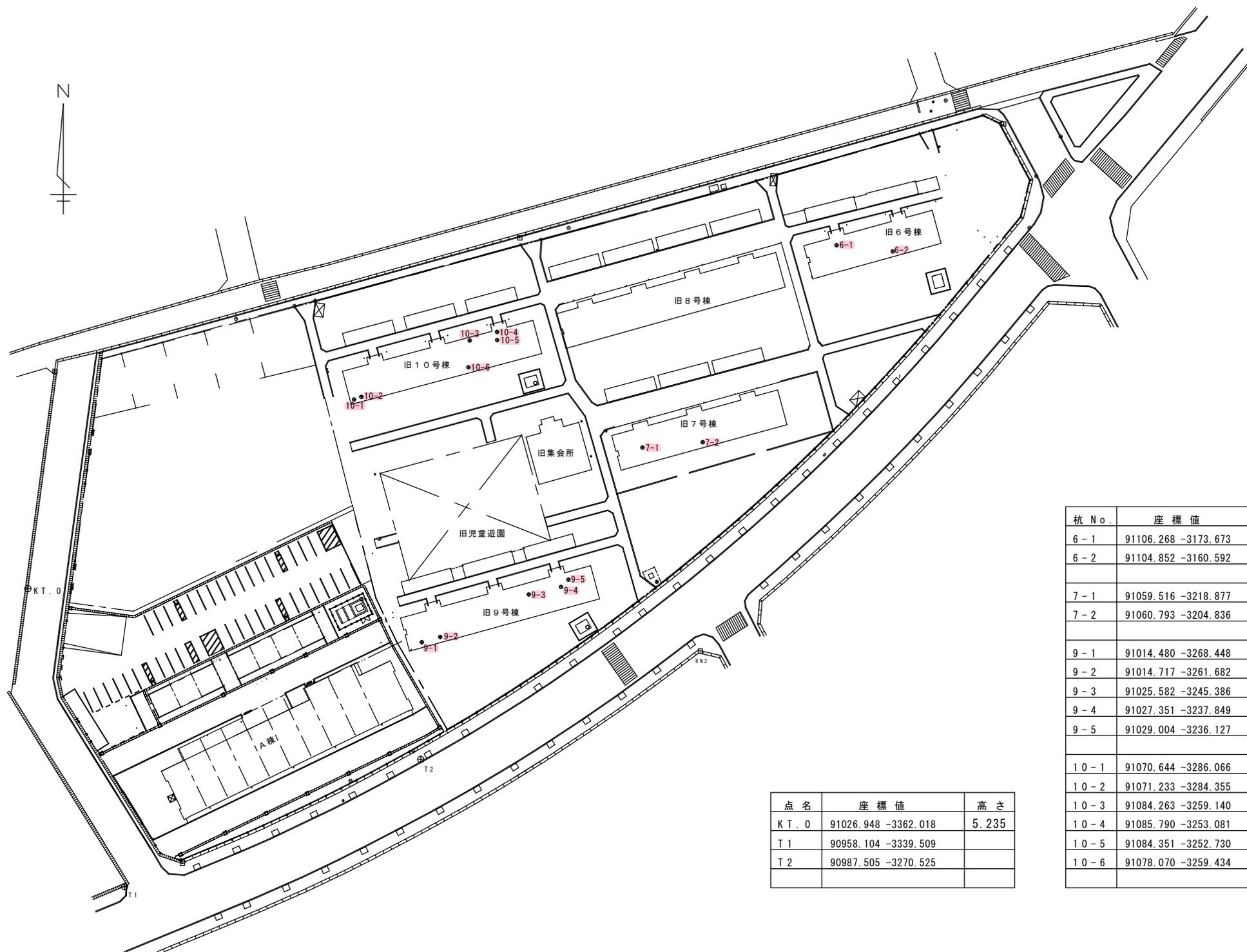
- ・あくまで現況有姿のままでの売却であり、敷地内に残存している工作物等がある場合は、不要である場合は購入者による解体・撤去が必要です。
- ・事業用地としての購入を希望される場合は、各種法令等を遵守するとともに、近隣地域・住民への説明を行い、事業遂行に関し何らの疑念を抱かせることのないようにし、事業に伴う苦情・疑念等には誠意をもって対応し、購入者において全ての責任を負うこと。
- ・土地の土壤汚染の有無に関する調査は行っていません。
- ・土地の埋設物調査は行っていません。

案内図（青森市小柳三丁目124番3）



案内図として示した図は、市有地の場所を指し示すものであり、市有地の大きさや形状等を正確に表すものではありません。

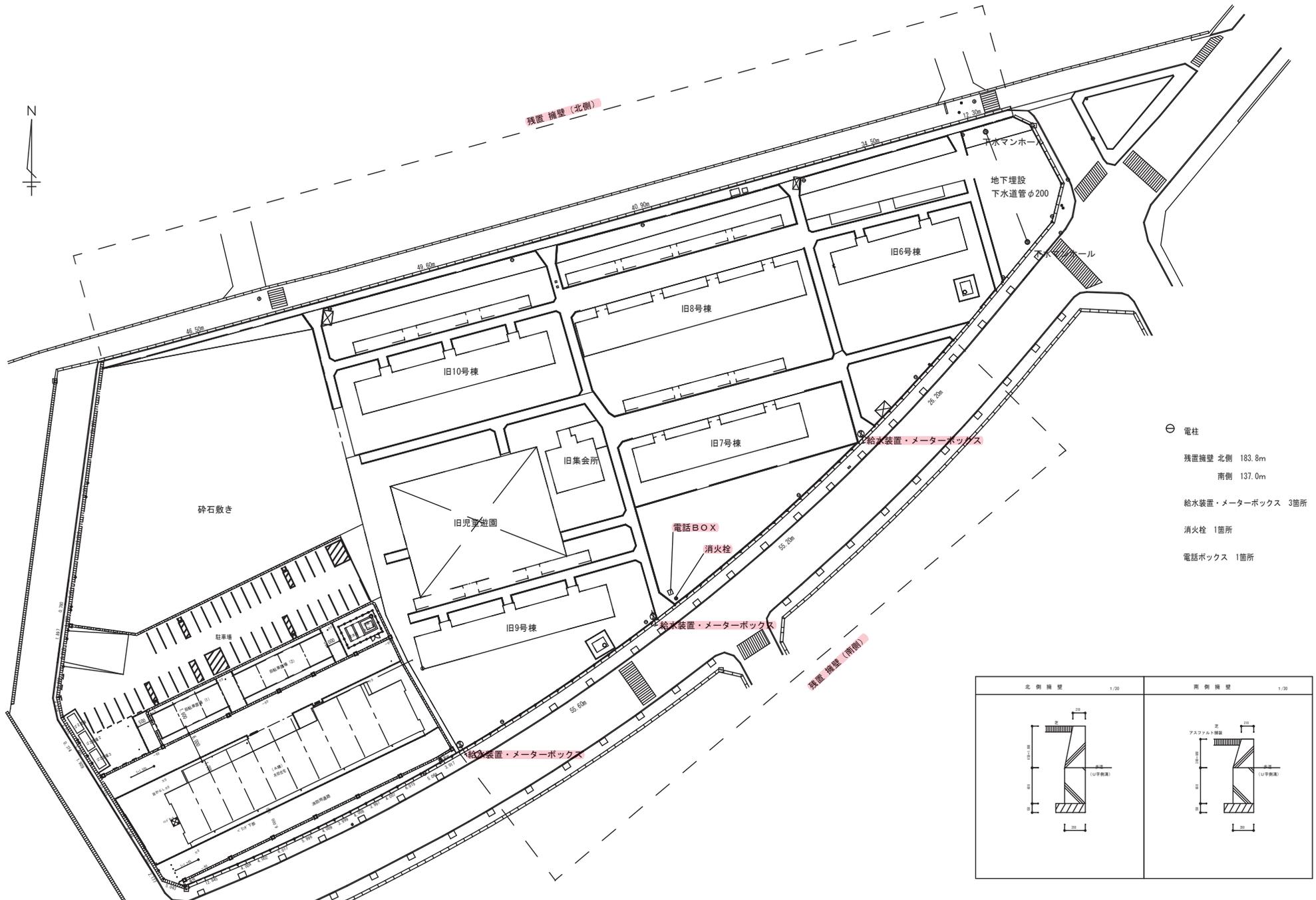
市営住宅小柳第一団地跡地 残置杭 全体平面図



点名	座標値	高さ
KT. 0	91026.948 -3362.018	5.235
T 1	90958.104 -3339.509	
T 2	90987.505 -3270.525	

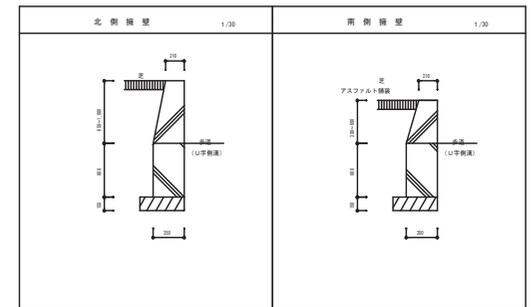
杭 No.	座標値	G. L.
6-1	91106.268 -3173.673	-3.00
6-2	91104.852 -3160.592	-8.70
7-1	91059.516 -3218.877	-13.20
7-2	91060.793 -3204.836	-15.80
9-1	91014.480 -3268.448	-7.00
9-2	91014.717 -3261.682	-4.50
9-3	91025.582 -3245.386	-6.00
9-4	91027.351 -3237.849	-9.60
9-5	91029.004 -3236.127	-4.50
10-1	91070.644 -3286.066	-5.50
10-2	91071.233 -3284.355	-6.00
10-3	91084.263 -3259.140	-8.70
10-4	91085.790 -3253.081	-10.50
10-5	91084.351 -3252.730	-14.50
10-6	91078.070 -3259.434	-9.50

市営住宅小柳第一団地跡地 残置構造物 全体平面図



- ⊖ 電柱
- 残置擁壁 北側 183.8m
- 南側 137.0m
- 給水装置・メーターボックス 3箇所
- 消火栓 1箇所
- 電話ボックス 1箇所

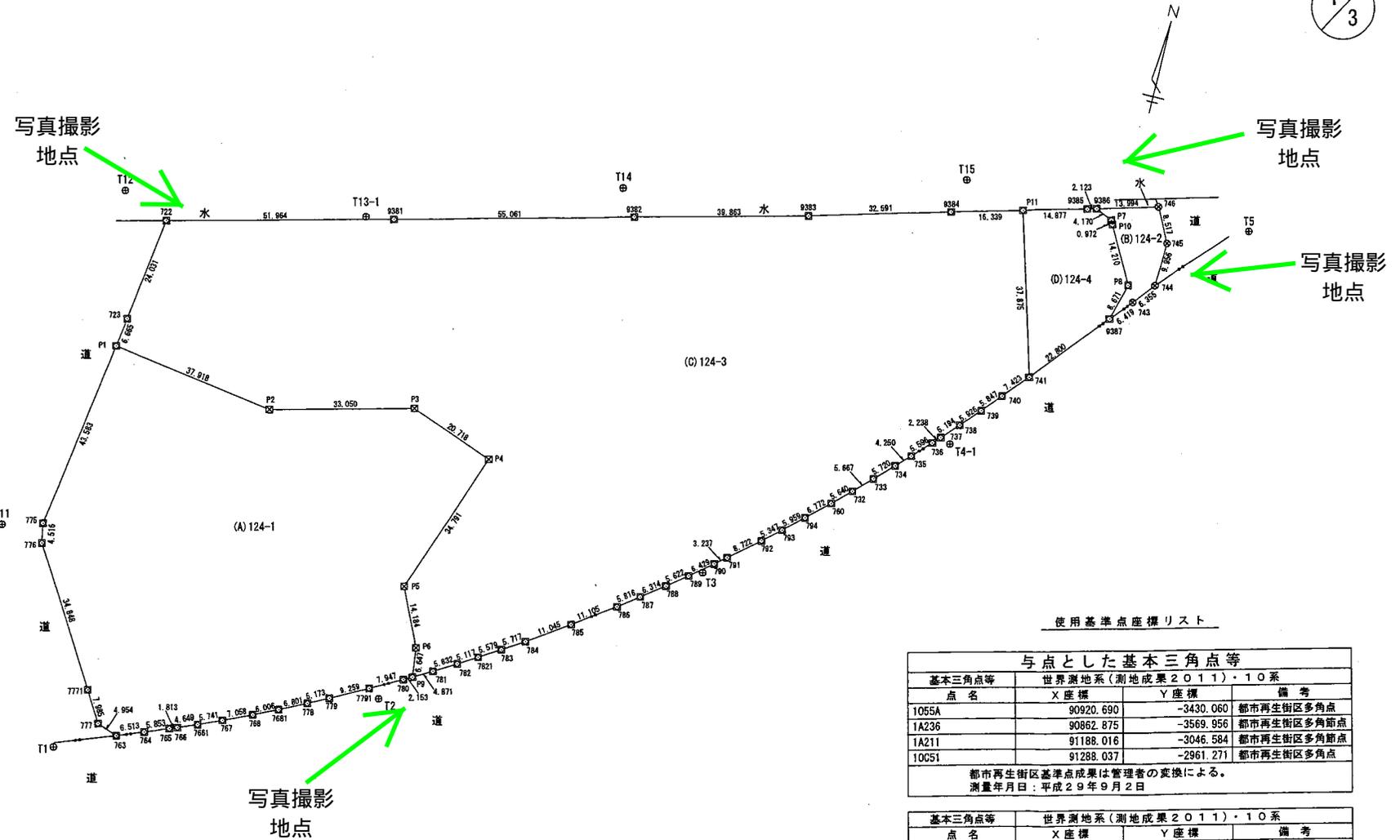
外構図



地番 (A)124-1 (B)124-2
(C)124-3 (D)124-4
土地の所在 青森市小柳三丁目

地積測量図

1/3



使用基準点座標リスト

与点とした基本三角点等			
基本三角点等	世界測地系(測地成果2011)・10系		
点名	X座標	Y座標	備考
1055A	90920.690	-3430.060	都市再生街区多角節点
1A236	90862.875	-3569.956	都市再生街区多角節点
1A211	91188.016	-3046.584	都市再生街区多角節点
10C51	91288.037	-2961.271	都市再生街区多角節点

都市再生街区基準点成果は管理者の変換による。
測量年月日：平成29年9月2日

基本三角点等			
世界測地系(測地成果2011)・10系			
点名	X座標	Y座標	備考
T1	90958.104	-3339.509	既設基準点
T2	90987.505	-3270.525	既設基準点
T3	91033.666	-3206.336	既設基準点
T4-1	91076.004	-3158.984	新設補助基準点
T5	91139.773	-3104.713	既設基準点
T11	91003.813	-3363.694	既設基準点
T12	91084.258	-3355.653	既設基準点
T13-1	91092.531	-3300.930	新設補助基準点
T14	91113.584	-3245.619	既設基準点
T15	91135.037	-3169.933	既設基準点

境界線の種類	境界点
石	標
コンクリート杭	田
プラスチック杭	田
金属標	田
刻印	鉄
計	算
公共基準点	◎
登記基準点	⊙
補助基準点	⊕

作製者 青森市都市整備部住宅まちづくり課
主査 八木澤 隆紀 (令和6年8月30日作製)

申請人 青森市長 西秀記

縮尺 1/1,000

3
3

2
3

求積表(直角座標法)

世界測地系(測地成果2011)

地番	(C)124-3				
NO	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	距離	
722	91080.066	-3344.833	4860123.401826	51.964	
9381	91093.571	-3294.654	9414338.375708	55.061	
9382	91107.882	-3241.485	8353681.700580	39.863	
9383	91118.142	-3202.964	6364966.691268	32.591	
9384	91127.113	-3171.631	4287075.031085	16.339	
P11	91131.598	-3155.919	2400406.291320	37.875	
741	91095.244	-3145.291	529445.558128	7.423	
740	91089.595	-3150.107	-785283.398495	5.847	
739	91085.155	-3153.912	-706274.291870	5.926	
738	91080.736	-3157.861	-679644.452032	5.194	
737	91076.910	-3161.374	-458207.934210	2.238	
736	91075.265	-3162.892	-486341.915100	5.596	
735	91071.177	-3166.714	-618737.576538	4.250	
734	91068.138	-3169.686	-635018.126274	5.720	
733	91064.049	-3173.687	-734158.363038	5.667	
732	91060.096	-3177.748	-740227.520384	5.640	
760	91056.189	-3181.816	-821053.656213	6.772	
794	91051.566	-3186.765	-851241.090534	5.959	
793	91047.546	-3191.165	-764526.243762	5.347	
792	91043.994	-3195.162	-968252.876190	8.722	
791	91038.336	-3201.800	-829268.202624	3.237	
790	91036.244	-3204.271	-676399.292920	6.429	
789	91032.151	-3209.230	-851787.836907	5.622	
788	91028.648	-3213.628	-856488.549032	6.314	
787	91024.805	-3218.639	-878207.318640	5.816	
786	91021.294	-3223.276	-1241803.514042	11.105	
785	91014.796	-3232.282	-1645638.526476	11.045	
784	91008.500	-3241.357	-1261832.852500	5.717	
783	91005.378	-3246.147	-863641.037220	5.579	
7821	91002.372	-3250.847	-823480.464228	5.117	
782	90999.675	-3255.196	-848753.968725	5.832	
781	90996.635	-3260.174	-836168.079015	4.871	
P9	90994.186	-3264.385	-467255.145110	6.647	
P6	91000.769	-3265.309	-642374.428371	14.184	
P5	91013.558	-3271.444	494840.714846	34.791	
P4	91046.369	-3259.872	-726458.978251	20.718	
P3	91053.225	-3279.423	-4684779.479475	33.050	
P2	91044.579	-3311.323	-6325686.304341	37.918	
P1	91049.640	-3348.902	-3340793.390880	6.665	
723	91056.246	-3348.015	370507.864974	24.031	
合計			25600.816338		
合計面積			12800.4081690		
地積			12800.40 m ²		

求積表(直角座標法)

世界測地系(測地成果2011)

地番	(D)124-4				
NO	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	距離	
9387	91112.770	-3130.707	1520398.792990	8.671	
P8	91121.183	-3128.604	-421617.713741	14.210	
P10	91133.699	-3135.334	-655342.429509	0.972	
P7	91134.555	-3135.795	-387139.589640	4.170	
9386	91136.303	-3139.582	-530231.010854	2.123	
9385	91135.683	-3141.613	-1488883.653171	14.877	
P11	91131.598	-3155.919	-335182.017444	37.875	
741	91095.244	-3145.291	2296693.291728	22.800	
合計			-1304.328641		
合計面積			652.1648205		
地積			652.16 m ²		

求積表(直角座標法)

世界測地系(測地成果2011)

地番	(A)124-1				
NO	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	距離	
P1	91049.640	-3348.902	3951008.078160	37.918	
P2	91044.579	-3311.323	6325686.304341	33.050	
P3	91053.225	-3279.423	4684779.479475	20.718	
P4	91046.369	-3259.872	726458.978251	34.791	
P5	91013.558	-3271.444	-494840.714846	14.184	
P6	91000.769	-3265.309	642374.428371	6.647	
P9	90994.186	-3264.385	-86262.488328	2.153	
780	90993.122	-3266.257	-801012.452966	7.947	
7791	90989.234	-3273.188	-1370388.853274	9.259	
779	90984.803	-3281.318	-1156143.891721	5.173	
778	90982.391	-3285.895	-969144.428932	6.801	
7681	90979.333	-3291.970	-1044078.825508	6.006	
768	90976.705	-3297.371	-1073343.165590	7.058	
767	90973.722	-3303.768	-1057387.570806	5.741	
7661	90971.344	-3308.994	-864591.653376	4.649	
766	90969.524	-3313.272	-541359.637324	1.813	
765	90968.825	-3314.945	-644423.156300	5.953	
764	90966.592	-3320.356	-1040293.946112	6.513	
763	90964.118	-3326.381	-974407.632016	4.954	
777	90965.724	-3331.068	-810231.703668	7.985	
7771	90972.503	-3335.288	-2068896.663226	34.848	
776	91002.022	-3353.810	-1788078.285438	4.516	
775	91006.446	-3354.717	446659.636968	43.583	
合計			12081.836135		
合計面積			6040.9180675		
地積			6040.91 m ²		

求積表(直角座標法)

世界測地系(測地成果2011)

地番	(B)124-2				
NO	X _n	Y _n	X _n · (Y _{n+1} - Y _{n-1})	距離	
9386	91136.303	-3139.582	882199.413040	13.994	
746	91140.109	-3126.115	1585017.635619	8.517	
745	91132.549	-3122.191	325252.067381	9.956	
744	91122.599	-3122.546	-401121.680798	6.355	
743	91117.698	-3126.593	-743611.533378	6.419	
9387	91112.770	-3130.707	-163227.780470	8.671	
P8	91121.183	-3128.604	-421617.713741	14.210	
P10	91133.699	-3135.334	-655342.429509	0.972	
P7	91134.555	-3135.795	-387139.589640	4.170	
合計			408.388504		
合計面積			204.1942520		
地積			204.19 m ²		

作製者 青森市都市整備部 佐々木マコリ課
主査 八木澤 隆紀(印)
(令和6年8月30日作製)

申請人 青森市長 西秀記

縮尺 1/

現況写真

対象物件

①地点



②地点



③地点



④地点

